

# とちぎ S D G s 推進企業登録制度実施要領

## 1 目的

県内企業等における S D G s 推進の機運を醸成するとともに S D G s 達成に向けた具体的かつ主体的な取組を促進し、企業価値の向上及び競争力の強化を図る。

## 2 実施主体

栃木県

## 3 対象事業者

栃木県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う企業、法人、団体及び個人事業主（以下「企業等」という。）で、構成員が栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する密接関係者でないものをいう。

## 4 登録（ホームページ掲載）内容

S D G s 達成に向けて意欲的な企業活動に取り組む県内企業等をとちぎ S D G s 推進企業として登録し、取組内容をホームページに掲載する。

## 5 提出先・提出方法

とちぎ S D G s 推進企業として登録を受けようとする企業等は、次に掲げる書類を知事に提出する。

- (1) とちぎ S D G s 推進企業等登録申請書（様式第 1 号）
- (2) S D G s 達成に向けた宣言書（様式第 2 号）
- (3) S D G s 達成に向けた具体的な取組のチェックリスト（様式第 3 号）
- (4) その他必要と認める書類

## 6 登録（ホームページ掲載）の要件

登録は、次の各号のすべてに該当するものについて行う。

- (1) 「環境」・「社会」・「経済」の 3 側面の取組及び目標が設定されていること。
- (2) S D G s 達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組内容が記載されていること。

## 7 登録マークの配布

県は、4 により登録を行った企業等（以下「登録企業等」という。）に対し、別記に定める登録マークを配布するものとする。

## 8 S D G s 達成に向けた取組等調査への協力

登録企業等は、県が実施する S D G s 達成に向けた取組の進捗状況等の調査に協力する

ものとする。

## 9 登録の変更と辞退

登録企業等は、5の規定に基づき提出した内容に変更が生じたときは、とちぎSDGs推進企業等登録内容変更届出書（様式第4号）を知事へ提出するものとする。

登録企業等は、登録の辞退をしようとするときは、とちぎSDGs推進企業等登録辞退届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

## 10 登録の取消し

知事は、登録企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、登録マークの使用を中止させるものとする。

- (1) とちぎSDGs推進企業登録マークが不正に使用された場合
- (2) 登録企業等としての活動実態がないと判断される場合
- (3) その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合

知事は、登録の取消しを行った場合は、当該取消しを行った登録企業等へ通知するものとする。

## 11 登録の期間及び更新

登録企業の登録期間及び登録マークの使用期間は、登録の日から3年とする。

登録の更新を受けようとする登録企業等は、登録期間が終了する日の属する月の初日から翌月の末日までに、様式第6号及びSDGs達成に向けた取組の進捗状況を知事に提出するものとする。

登録の更新を受けようとする場合において、登録期間の終了の日までに登録の更新が行われないときは、従前の登録は、登録の更新がなされるまでの間は、なお効力を有する。

登録を更新した場合における期間の起点の日は、更新前の登録期間が終了する日の翌日とし、登録期間は3年間とする。

## 12 登録マークの使用

登録企業等が7に規定する登録マークを使用する場合は、県が別に定める規定を遵守するものとする。

## 13 その他

登録企業等は、県がSDGsの普及啓発のために行う調査・広報等の活動に対して、できる限り協力をするものとする。

この要領に規定するもののほか、とちぎSDGs推進企業登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、令和2年8月20日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年12月1日から施行する。

(別記)

とちぎSDGs推進企業 登録マーク

(1)



とちぎSDGs推進企業 登録マーク

(2)



とちぎSDGs推進企業 登録マーク

○とちぎ SDG s 推進企業登録制度実施要領の 13 その他の実施について別に定める事項

(令和 5 年 12 月 1 日)

とちぎ SDG s 推進企業登録制度実施要領の 13 その他の実施について必要な事項を次のように定める。

- 1 とちぎ SDG s 推進企業登録制度実施要領（令和 5 年 4 月 1 日施行）11 で規定する様式 6 号及び SDG s 達成に向けた取組の進捗状況については、更新に係る案内で指定する様式を提出することにより、提出があったものとみなす。

附則 この事項は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。